

2. 札幌市子どもの権利条例（骨子案）

前文

すべての子どもは、未来と世界へはばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、子どもの権利を大切にしている日本国憲法があります。

さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、自分のもつ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感すると、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認め、言葉や表情、しぐさから、子どもの気持ちを十分受け止め、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りをもって生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点にたってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。



第1章 総則

■条例の目的

子どもたちが自らの意思で伸び伸びと成長・発達するために、子どもの権利を保障することです。

■子どもとは何歳まで？

原則として、18歳未満です。

■大人の役割

子どもの最善の利益を図るために、連携して子どもの権利の保障に努めます。

第2章 権利普及

■子どもの権利に関する広報

市は、「子どもの権利の日」を設けるなど、市民と連携し、様々な方法で子どもの権利の普及・広報に努めます。

■子どもの権利の学習の支援

市は、子どもを含めた市民が、「権利」を正しく学び、知ることができるよう、支援に努めます。



第3章 子どもにとって大切な権利

第3章では、札幌の子どもにとって特に大切にされるべき23項目の権利を挙げています。

これらの権利は、条例が定める子どもたちの権利保障の根拠となります。

1. 安心して生きる権利

- ① 命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らす。
- ② かけがえのない存在として、愛情を持って育まれる。
- ③ いじめ、虐待、体罰などから心や身体が守られる。
- ④ 障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けない。
- ⑤ 自分を守るために必要なことを知る。
- ⑥ 気軽に相談でき、必要な援助を受ける。

2. 自分らしく生きる権利

- ① 自分を大切にすること。
- ② 人と比較されることなく、自分のペースで生きる。
- ③ 自分が思ったことや感じたことを自由に表現できる。
- ④ 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重される。
- ⑤ プライバシーが守られる。

3. 豊かに育つ権利

- ① たくさんのことを学ぶ。
- ② 遊び、疲れたら休む。
- ③ 健康的な生活を送る。
- ④ 自らに関係することを、年齢や成長に応じて自分で決める。
- ⑤ 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができる。
- ⑥ 色々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと
- ⑦ 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合う。
- ⑧ 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していける。

4. 参加する権利

- ① 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の場で、自分の思いや考えを表明できる。
- ② 表明した自分の思いや考えは尊重され、大切にされる。
- ③ 参加に際し、適切な情報提供や支援を受けられる。
- ④ 仲間をつくり、集まる。

